

## 京都市支え合い型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する 要綱

(基本方針)

第4条 指定支え合い型ヘルプサービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に該当する支え合い型ヘルプサービス（以下「指定支え合い型ヘルプサービス」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）、実施要綱において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 指定支え合い型ヘルプサービスを行いうる者（以下「指定支え合い型ヘルプサービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### 第2章 支え合い型ヘルプサービス

第1節 基本方針

#### 第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第5条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスを行う事業所（以下「指定支え合い型ヘルプサービス事業所」という。）ごとに、利用者の数に応じて必要数の従事者（京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者又は市長が認める者をいう。以下同じ。）を置かなければならぬ。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービス事業所ごとに、従事者のうち、利用者の数に応じて必要数の運営・マッチング担当者を置かなければならない。

3 前項の運営・マッチング担当者は、専ら指定支え合い型ヘルプサービスに従事する者でなければならない。ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 指定支え合い型ヘルプサービス事業者が、指定訪問介護事業者、指定介護型ヘルプサービス事業者又は指定生活支援型ヘルプサービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定支え合い型ヘルプサービスの事業と指定訪問介護の事業、指定介護型ヘルプサービスの事業又は指定生活支援型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定訪問介護、指定介護型ヘルプサービス又は指定生活支援型ヘルプサービスの人員に関する基準を満たしたものとみなすことができる。

運営・マッチング担当者を配置することをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理業務を行う者)

第6条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービス事業所ごとに当該指定支え合い型ヘルプサービス事業所の従業者の中から管理業務を行う者を定めなければならない。

### 第3節 設備に関する基準 (専用区画)

第7条 指定支え合い型ヘルプサービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者が、指定訪問介護事業者、指定介護型ヘルプサービス事業者又は指定生活支援型ヘルプサービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定支え合い型ヘルプサービスの事業と指定訪問介護の事業、指定介護型ヘルプサービスの事業又は指定生活支援型ヘルプサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定訪問介護、指定介護型ヘルプサービス又は指定生活支援型ヘルプサービスの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準  
(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得なければならない。

すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

#### (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定支え合い型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定支え合い型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、指定支え合い型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものもつて調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものを作付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定支え合い型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定支え合い型ヘルプサービス事業者が使用するもの

## (2) ファイルへの記録の方法

6 前項の規定による承諾を得た指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

### (提供拒否の禁止)

第9条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、正当な理由なく指定支え合いで型ヘルプサービスの提供を拒んではならない。

#### (サービス提供困難時の対応)

第10条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、当該指定支え合い型ヘルプサービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定支え合い型ヘルプサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者を含む。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定支え合い型ヘルプサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

#### (受給資格等の確認)

第11条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は基本チェックリストによる事業対象者（以下「要支援認定等」という。）であること及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定支え合い型ヘルプサービスを提供するよう努めなければならない。

#### (要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市町村に對して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明す

ては、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行わるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、介護予防支援（第1号事業及びこれに相当するサービス含む。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるとときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならぬ。

#### (心身の状況等の把握)

第13条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

#### (地域包括支援センター等との連携)

第14条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### (第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市町村に對して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明す

ること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定支え合い型ヘルプサービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第17条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、利用者が介護予防センターへス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類)

第18条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスを提供了際には、サービスの提供日及び内容、サービスについて法第53条第4項及び法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスを提供了際には、提供了した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定支え合い型ヘルプサービスを提供了際には、その利用者から利用料の一部として、当該支え合い型ヘルプサービスに係る費用基準額から当

該指定支え合い型ヘルプサービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定支え合い型ヘルプサービスを提供了際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、支え合い型ヘルプサービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定支え合い型ヘルプサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定支え合い型ヘルプサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。  
(同居家族に対するサービス提供の禁止)

- 2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する指定支え合い型ヘルプサービスの提供をさせてはならない。  
(利用者に関する本市への通知)  
第23条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なしに指定支え合い型ヘルプサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって指定支え合い型ヘルプサービスの提供を

受け、又は受けようとしたとき。  
(緊急時等の対応)

第24条 従事者は、現に指定支え合い型ヘルプサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営・マッチング担当者の責務)

第25条 運営・マッチング担当者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定支え合い型ヘルプサービスの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - (3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。
  - (4) 従事者（運営・マッチング担当者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
  - (5) 従事者の業務の実施状況を把握すること。
  - (6) 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - (7) 従事者に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (運営規程)
- 第26条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬい。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定支え合い型ヘルプサービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) 緊急時等における対応方法

(7) その他運営に関する重要な事項  
(生活支援等の総合的な提供)

第27条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービス事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「生活支援等」という。）を常に総合的に提供するものとし、生活支援等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、利用者に対し適切な指定支え合い型ヘルプサービスを提供できるよう、指定支え合い型ヘルプサービス事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービス事業所ごとに、当該指定支え合い型ヘルプサービス事業所の従事者によって

指定支え合い型ヘルプサービスを提供しなければならない。

3 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、従事者の資質の向上のために、

その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第29条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 指定支え合い型ヘルプサービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、当該指定支え合い型ヘルプサービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た

利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報等を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第32条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービス事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第33条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用するなどの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、提供了した指定支え合い型ヘルプサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、提供了した指定支え合い型ヘルプサービスに關し、法第115条第45の7第1項の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に關して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、本市からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

5 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、提供了した指定支え合い型ヘルプ

サービスに係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

6 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、国民健康保険団体連合会から求めががあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第35条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、その事業の運営に当たつては、提供了した指定支え合い型ヘルプサービスに関する利用者からの苦情に關して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定支え合い型ヘルプサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定支え合い型ヘルプサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

(会計の区分)

第37条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定支え合い型ヘルプサービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定支え合い型ヘルプサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 支え合い型ヘルプサービス計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供了具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第23条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定支え合い型ヘルプサービスの基本取扱方針)

第39条 指定支え合い型ヘルプサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、自らその提供する指定支え合い型ヘルプサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

4 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定支え合い型ヘルプサービスの具体的取扱方針)

第40条 従事者の行う指定支え合い型ヘルプサービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（1） 指定支え合い型ヘルプサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 運営・マッチング担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定支え合い型ヘルプサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した支え合い型ヘルプサービス計画を作成するものとする。
- (3) 支え合い型ヘルプサービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 運営・マッチング担当者は、支え合い型ヘルプサービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- (5) 運営・マッチング担当者は、支え合い型ヘルプサービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定支え合い型ヘルプサービスの提供に当たっては、支え合い型ヘルプサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

- (7) 指定支え合い型ヘルプサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (8) 指定支え合い型ヘルプサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行いうるものとする。
- (9) 運営・マッチング担当者は、支え合い型ヘルプサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該利用者に対するサービスの提供状況に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該支え合い型ヘルプサービス計画に記載したサービスの提供を行いう期間が終了するまでに、少

なくとも一回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条

において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑩ 運営・マッチング担当者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該支え合い型ヘルプサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。

⑪ 運営・マッチング担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて支え合い型ヘルプサービス計画の変更を行うものとする。

⑫ 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する支え合い型ヘルプサービス計画の変更について準用する。

（指定支え合い型ヘルプサービスの提供に当たっての留意点）

第41条 指定支え合い型ヘルプサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならぬ。

(1) 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、指定支え合い型ヘルプサービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定支え合い型ヘルプサービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

### 第3章 離則

（委任）

第42条 この要綱に定めるもののほか、指定支え合い型ヘルプサービス事業の人員、設備及び運営に関する必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行について必要が準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができます。

# 京都市介護予防型デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱

## 第2章 介護予防型デイサービス

### 第1節 基本方針

#### (基本方針)

第1条 この要綱は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に該当する介護予防型デイサービス（以下「指定介護予防型デイサービス」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）、実施要綱において使用する用語の例による。

#### (一般原則)

第3条 指定介護予防型デイサービス事業を行う者（以下「指定介護予防型デイサービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。  
2 指定介護予防型デイサービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するとの連携に努めなければならない。

## 第1章 総則

#### (趣旨)

第4条 指定介護予防型デイサービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

#### (従業者の員数)

第5条 指定介護予防型デイサービス事業者が、指定介護予防型デイサービスを行う事業所（以下「指定介護予防型デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節まで「介護予防型デイサービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定介護予防型デイサービスの提供日ごとに、指定介護予防型デイサービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防型デイサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該介護予防型デイサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防型デイサービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防型デイサービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定介護予防型デイサービスの単位ごとに、当該指定介護予防型デイサービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防型デイサービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防型デイサービス事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、

- かつ、指定介護予防型デイサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防型デイサービス、指定通所介護の事業とが同一の事業所においては、当該事業所は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が 15 人までの場合は、1 人以上、利用者の数が 15 人を超える場合は、15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1 人以上
- 2 当該指定介護型デイサービス事業所の利用定員（当該指定介護予防型デイサービス事業所において同時に指定介護予防型デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が 10 人以下である場合には、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防型デイサービスの単位ごとに、当該指定介護予防型デイサービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いざれも専ら当該指定介護予防型デイサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスの単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（第 2 号の適用を受けの場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。）を、常時 1 人以上当該指定介護予防型デイサービスに従事させなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防型デイサービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の指定介護予防型デイサービスの単位は、指定介護予防型デイサービスであってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための能力を有する者とし、当該指定介護予防型デイサービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならぬ。
- 8 第 1 項第 1 号の生活相談員は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者、介護支援専門員又は介護福祉士であつて、かつ、介護等の業務におおむね 2 年以上従事した経験を有する者とする。
- 9 指定介護予防型デイサービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型デイサービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- (管理者)
- 6 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防型デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防型デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 2 前項に規定する管理者は、介護等の業務におおむね 2 年以上従事した経験を有する者とする。
- 第 3 節 設備に関する基準  
(専用区画)
- 7 指定介護予防型デイサービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防型デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合には、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遠へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- (3) 事務室 面積は、原則として7.4平方メートル以上とすること。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防型デイサービス事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定介護予防型デイサービス事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型デイサービスの事業と指定通所介護事業又は指定地域密着型通所介護事業とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合には、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の設備に満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(耐震性の確保)
- 第8条 指定介護予防型デイサービス事業所は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防型デイサービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもののア 指定介護予防型デイサービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定介護予防型デイサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防型デイサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防型デイサービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防型デイサービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者の同意を得なければならない。

文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防型デイサービス事業者が  
使用するものの

(2) ファイルへの記録の方法

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防型デイサービス事業者は、当該  
利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提  
供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、  
第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。た  
だし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合  
は、この限りでない。  
(提供拒否の禁止)

第10条 指定介護予防型デイサービス事業者は、正当な理由なく指定介護予  
防型デイサービスの提供を拒んではならない。  
(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定介護予防型デイサービス事業者は、当該介護予防型デイサービ  
ス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービ  
スを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指  
定介護予防型デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当  
該利用申込者に係る地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者を含む。  
以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護予防型デイサービス事業者等の紹  
介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。  
(受給資格等の確認)

第12条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービ  
スの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証に  
よって、被保険者資格、要支援認定又は基本チェックリストによる事業対象  
者（以下「要支援認定等」という。）であること及び要支援認定等の有効期間、  
負担割合を確かめるものとする。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会  
意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予  
防型デイサービスを提供するよう努めなければならない。  
(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

（要支援認定等の申請に係る援助）

第13条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービ  
スの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、  
要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われて  
いない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われ  
るよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、介護予防支援（第1号事業及びこ  
れに相当するサービス含む。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等  
の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くと  
も当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前には  
なされよう、必要な援助を行わなければならぬ。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービ  
スの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサー  
ビス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、  
他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければ  
ならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第15条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービ  
スを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービ  
ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスの提  
供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに  
に、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医  
療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければな  
らない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービ  
スの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生  
省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいづれにも該

当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明することと、地域包括支援センターに関する情報を提供することとその他の第1号事業支給費の支給を受けるためには援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定介護予防型デイサービス事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防型デイサービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービスについて法第53条4項及び法第115条の4第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面上に記載しなければならない。

い。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定介護予防型デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防型デイサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防型デイサービスに係る費用基準額から当該事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるも

のとする。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型デイサービスを提供了際にその利用者から支払を受けることと、地域包括支援センターに関する情報を提供することとその他の第1号事業支給費の支給を受けるためには援助を行わなければならない。

3 指定介護予防型デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。  
(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  
(2) 食事の提供に要する費用  
(3) おむつ代  
(4) 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防型デイサービスにおいて提供される便宜のち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。  
5 指定介護予防型デイサービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 指定介護予防型デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型デイサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(利用者に関する本市への通知)

第22条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。  
(1) 正当な理由なしに指定介護予防型デイサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められたとき又

は要介護状態になつたと認められるとき。  
(2) 偽りその他不正な行為によつて指定介護予防型デイサービス事業者の提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 指定介護予防型デイサービス事業者は、現に指定介護予防型デイサービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第24条 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型デイサービス事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、指定介護予防型デイサービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第25条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防型デイサービスの利用定員
- (5) 指定介護予防型デイサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対処方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要な事項  
(勤務体制の確保等)

第26条 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防型デイサービスを提供できるよう、指定介護予防型デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業所ごとに、指定介護予防型デイサービス事業所の従業者によって指定介護予防型デイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防型デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、そ  
の研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第27条 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防型デイサービスの提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第28条 指定介護予防型デイサービス事業者は、非常災害に備する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第29条 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- (掲示)
- 第30条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防型デイサービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 指定介護予防型デイサービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、

その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービス事業

所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又  
はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防型デイサービス事業者は、サービス担当者会議等において、  
利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報  
を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければ  
ならない。

(広告)  
第32条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービ  
ス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なも  
のであってはならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第33条 指定介護予防型デイサービス事業者は、地域包括支援センター又は  
その従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させ  
ることとの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定介護予防型デイサービス事業者は、提供した指定介護予防型デ  
イサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する  
ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなけ  
ればならない。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、  
当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防型デイサービス事業者は、提供した指定介護予防型デイサー  
ビスに關し、法第115条45の7第1項の規定により本市が行う文書その  
他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会  
に応じ、及び利用者からの苦情に關して本市が行う調査に協力するとともに、

本市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて  
必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防型デイサービス事業者は、本市からの求めがあつた場合には、  
前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

5 指定介護予防型デイサービス事業者は、提供了した指定介護予防型デイサー  
ビスに係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会（国民健康保  
険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）

が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言  
を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなけ  
ればならない。

6 指定介護予防型デイサービス事業者は、国民健康保険団体連合会に報告し  
めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告し  
なければならない。

(地域との連携)  
第35条 指定介護予防型デイサービス事業者は、その事業の運営に当たつて  
は、提供了した指定介護予防型デイサービスに関する利用者からの苦情に関し  
て本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業  
に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者に対する指定介護予  
防型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家  
族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要  
な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防型デイサービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際し  
て採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防型デイサービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型デ  
イサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速や  
かに行わなければならない。

(会計の区分)

第37条 指定介護予防型デイサービス事業者は、指定介護予防型デイサービ

ス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防型ディサービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

#### (記録の整備)

第38条 指定介護予防型ディサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防型ディサービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型ディサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。

#### (1) 介護予防型ディサービス計画

- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第22条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### (指定介護予防型ディサービスの基本取扱方針)

第39条 指定介護予防型ディサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防型ディサービス事業者は、自らその提供する指定介護予防型ディサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防型ディサービス事業者は、指定介護予防型ディサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防型ディサービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

ない。

5 指定介護予防型ディサービス事業者は、指定介護予防型ディサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

#### (指定介護予防型ディサービスの具体的取扱方針)

第40条 指定介護予防型ディサービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防型ディサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防型ディサービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防型ディサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防型ディサービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防型ディサービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防型ディサービス事業所の管理者は、介護予防型ディサービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防型ディサービス事業所の管理者は、介護予防型ディサービス計画を作成した際には、当該介護予防型ディサービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防型ディサービスの提供に当たっては、介護予防型ディサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防型ディサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこと

を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (8) 指定介護予防型デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、介護予防型デイサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防型デイサービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該介護予防型デイサービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防型デイサービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。
- (11) 指定介護予防型デイサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防型デイサービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防型デイサービス計画の変更について準用する。
- (指定介護予防型デイサービスの提供に当たっての留意点)
- 第41条 指定介護予防型デイサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならぬ。
- (1) 指定介護予防型デイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防型デイサービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定介護予防型デイサービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養

改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性を確認されているものとすること。

- (3) 指定介護予防型デイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

#### (安全管理体制等の確保)

- 第42条 指定介護予防型デイサービス事業者は、サービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならぬ。

#### 第3章 雜則

##### (委任)

- 第43条 この要綱に定めるもののほか、指定介護予防型デイサービスの事業の人員、設備及び運営に関する必要な事項は、所管部長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
(準備行為)  
2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においてもすることができる。

##### (経過措置)

- 3 この要綱の施行の際に現に指定介護予防通所介護の事業を行なう事業者が、同日以後継続して第1号通所事業のいすれかの事業を行うものである限りにおいて、当該事業所（床面積を増加させの場合における当該増加の部分を除く。）については、第8条の規定にかかわらず、耐震改修促進法第17条第3

項目第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しない限度において、これらの規定を適用しない。この場合において、事業所を管理する者は、当該事業所について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならぬ。